

ものづくり補助金 [ビジネスモデル構築型] の事業目的

本事業により、
民間サービスとして継続的に中小企業のビジネスモデル構築・事業計画策定を支援する、拡張可能な先駆的プログラムの立ち上げを後押し、中小企業が持続的に経営革新に取り組んでいける「イノベーション・エコシステム」を構築する

(参考) ものづくり補助金の他の類型との関係性

ビジネスモデル構築型

- 革新的な**事業計画策定**のための支援プログラムに対する補助
(事業創造プロセス)
- 複数の中小企業を束ねて支援する「**面**」の支援



一般型・グローバル展開型

- 革新的な**事業計画実行**のための設備投資等に対する補助
(事業実行プロセス)
- 中小企業個社に対する「**点**」の支援

※SIerなどが行う、

中小企業者のロボット等自動化システムの導入のためのロボットセンタ等の試用施設の設置、省力化や効率化のシステム化やi3-Mechatronicsによるデータ活用・見える化等の提案やそれに必要なワークショップの開催等が対象になると想定されます

相乗効果によって、中小企業の付加価値向上を実現

ものづくり補助金 [ビジネスモデル構築型] の事業対象

★中小企業による経営革新のための設備投資等を支援する [一般型] とは異なり、本類型は中小企業の革新的な事業計画策定を支援する民間サービスが対象となりますのでご注意ください

項目	要件
補助上限	1億円（下限 100万円）
補助率	大企業※1 1 / 2
	それ以外の法人 2 / 3
事業期間	交付決定日から10か月以内（但し、令和5年12月20日まで）
補助要件	○中小企業※2 30者以上※3に対して、以下を満たす3～5年の事業計画の策定支援プログラム※4を開発・提供すること ① 付加価値額 + 3%以上/年 ② 給与支給総額 + 1.5%以上/年 ③ 事業場内最低賃金 \geq 地域別最低賃金 + 30円
	○補助事業終了後1年で、支援先企業の80%以上が事業計画を実行※5できるプログラム内容であること



※1～5については、右の参照ボタンをクリック！



想定される支援プログラムの例

※ 事業の主たる課題の解決そのものを他社へ外注する 又は委託する事業は対象外

公募要領には、以下の支援プログラムの例があげられています。
(申請内容は以下に限定されるものではありません)

A. 面的デジタル化支援
(中小企業のバックオフィス業務等のDXを支援する新規事業等)



B. デザイン経営実践支援
(デザイン経営による中小企業の事業革新等を支援するプログラム)



C. ロボット導入FS
(ロボットや3Dプリンタ等を用いたビジネスモデル転換を試行等)



D. 海外展開FS
(海外市場のニーズ調査等による事業開発を支援するプログラム等)



(出所：ものづくり補助金 公募要領資料より抜粋)



ロボット導入FSが例示されています

★中小企業者にロボット等自動化システムを導入するため、設備共同利用施設（ロボットセンタなど）の設置、ワークショップ等の開催、専門家によるアドバイス等 事業計画を支援するための経費が補助対象となります。

※ 補助対象経費は、右参照ボタンをクリック！ 

「事業対象」についての留意事項



- ※ 1 本事業における大企業の定義については、公募要領とその別紙「[よくあるご質問](#)」を参照のこと。
- ※ 2 対象となる中小企業は、日本国内に本社を有する中小企業者（「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者*）に限る。*「よくあるご質問」Q14に定義
- ※ 3 本事業申請時点で中小企業者30者以上が確定している必要はありません。事業開始後に募集可能。ただし、補助事業終了時点で、**実際に事業計画の策定に至った中小企業数が30者に達しない場合は、補助金を受け取ることはできません。**
- ※ 4 成果物となる事業計画書の分量・様式は自由で、フレームワーク等を用いることも可能。なお、補助金の申請書作成代行・ノウハウ提供を主たる目的とした事業は対象外。
- ※ 5 中小企業が策定した事業計画の実行に繋げることが目的であり、ものづくり補助金・一般型や他の生産性革命推進事業（IT導入補助金等）を活用することに限りません。補助事業者は、補助事業終了後1年時点で1回事業成果の報告を求められます。

補助対象経費 (中小企業支援プログラムの実施に必要な以下の経費)



費目	概要	費目	概要
①人件費	本事業に直接従事する者に対する給与・賃金として支払われる経費	⑥消耗品費	事業を行うために必要な物品であって、備品費に属さないものの購入に関する経費
②機械装置・システム構築費 (備品費)	本事業に必要となる機械装置及び情報システムの購入・構築・借用に要する経費	⑦広報費	本事業に必要となる広報を実施するための経費及び印刷製本費として支払われる経費
③旅費	本事業に必要となる旅費 (交通費・宿泊料・日当) 及び専門家等に支払われる旅費の実費	⑧運搬費	運搬料、宅配・郵送料等
		⑨クラウドサービス利用費	クラウドサービス等の利用に関する経費
④謝金	本事業の実施のために依頼した外部の専門家等に謝礼として支払われる経費	⑩知的財産権関連経費	特許・意匠・商標等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用等の経費
⑤会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費 (会場借料・機材借料等)	⑪外注費	本事業の一部を外注 (請負、委託等) する場合の経費



詳細については [公募要領](#) 参照のこと